

特別活動における法教育の課題と可能性

種村文孝（京都大学）

本報告は、特別活動において法教育を活かす指導を行う際の課題と可能性について検討するものである。特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に、自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、合意形成や人間関係の形成などの力を育むことを目的としている。集団での活動を通して学ぶ機会となっており、ルールや問題解決などの法教育と重なる点も多い。

法教育の実践例においても、これまで法教育との連携の可能性が指摘されてきた。百瀬光一は、特別活動、道徳、社会科を関連づけたクロスカリキュラムを用いて法教育の実施を検討してきた¹。法教育の目標及び各教科の目標を検討して指導目標を定め、既存の授業時間を用いながらいかにして法教育が目指すものと連携させられるかを模索している。しかし、具体的な授業実践を行うための教材や指導計画までは触れられていない。学校の教室で起こっていることを法的な視点で捉え直し、特別活動や生活指導を法教育の機会とする可能性については、教師と弁護士でつくる法教育研究会による『教室から学ぶ法教育 ―子どもと育む法的思考』が多様な例を挙げている。しかし、他の教科と連携させたクロスカリキュラムの視点は弱く、特別活動の観点と法教育の観点を十分に整理した上でさらに検討する余地があると考えられる。

特別活動では、学級活動、児童会活動（生徒会活動）、クラブ会活動、学校行事などの機会を通して、仲間づくりや学級づくりを行っていくが、これまでの特別活動の実践や指導の中には法教育と共通する部分と異なる部分もあると考えられる。そこで特別活動の実践や指導例などにも目を向けながら、法教育と連携する際の課題や可能性について深めたい。

¹百瀬光一「小学校における法教育の関連的な指導に関する一考察 ―特別活動と道徳、社会科の関連を中心として―」『日本特別活動学会紀要』、22号、2014年、pp.55-63。百瀬光一「中学校における法教育のクロスカリキュラムによる関連的な指導の研究：特別活動、道徳、教科等の教材開発を進めていく上での課題」『教材学研究』、26、2015年、pp.147-156。